

秋田県地球温暖化対策推進条例の一部を改正する条例案について

温暖化対策課

1 改正理由

地球温暖化対策の推進に関する法律の一部を改正する法律（平成28年法律第50号）の施行に伴い、所要の規定の整理を行う必要がある。

2 改正内容

引用している地球温暖化対策の推進に関する法律（平成10年法律第117号）の条項を改めることとする。（第9条及び第31条関係）

3 施行期日

この条例は、公布の日から施行することとする。

秋田県地球温暖化対策推進条例の一部を改正する条例案新旧対照表

新	旧
<p>(温室効果ガス排出抑制計画書の作成及び提出) 第九条 略</p> <p>2 連鎖化事業(法第二十六条第二項)に規定する連鎖化事業をいう。以下同じ。)を行う者については、それに加盟する者が設置している当該連鎖化事業に係る県内の全ての事業所における事業活動を当該連鎖化事業を行う者の事業活動とみなして、前項の規定を適用する。</p> <p>3・4 略</p> <p>(推進センター等に対する支援) 第三十一条 県は、法第三十八条第一項の規定により知事が指定する秋田県地球温暖化防止活動推進センター(以下「推進センター」という。)に対し、必要な支援を行うものとする。</p> <p>2 県は、法第三十七条第一項の規定により知事が委嘱する秋田県地球温暖化防止活動推進員及び法第四十条第一項の規定により組織される地球温暖化対策地域協議会に対し、推進センターの協力を得て、必要な支援を行うものとする。</p>	<p>(温室効果ガス排出抑制計画書の作成及び提出) 第九条 略</p> <p>2 連鎖化事業(法第二十一条の二第二項に規定する連鎖化事業をいう。以下同じ。)を行う者については、それに加盟する者が設置している当該連鎖化事業に係る県内のすべての事業所における事業活動を当該連鎖化事業を行う者の事業活動とみなして、前項の規定を適用する。</p> <p>3・4 略</p> <p>(推進センター等に対する支援) 第三十一条 県は、法第二十四条第一項の規定により知事が指定する秋田県地球温暖化防止活動推進センター(以下「推進センター」という。)に対し、必要な支援を行うものとする。</p> <p>2 県は、法第二十三条第一項の規定により知事が委嘱する秋田県地球温暖化防止活動推進員及び法第二十六条第一項の規定により組織される地球温暖化対策地域協議会に対し、推進センターの協力を得て、必要な支援を行うものとする。</p>